

平成29年度 第5次第1回葛飾区消費生活対策審議会議事録（概要）

日 時：平成29年6月23日（金）午前10時00分から

場 所：洋室A（ウィメンズパル3階）

出席者：黒崎委員、齋藤委員、佐々木委員、島田委員、白井委員、林委員、
矢頭委員、谷茂岡委員（五十音順）

※委嘱状交付・挨拶

→みなさん、おはようございます。

開会に先立ちまして、酒井産業観光部長から委嘱状の交付をさせていただきます。酒井部長、よろしく願いいたします。

※酒井部長から各委員へ委嘱状を交付

→ありがとうございました。酒井産業観光部長からご挨拶を申し上げますので、よろしく願いいたします。

※酒井部長（挨拶）

→ありがとうございます。

1 開会

→ただ今から第5次第1回葛飾区消費生活対策審議会を開催します。

次第に沿って進めさせていただきます。

2 委員自己紹介

※各委員自己紹介

3 事務局紹介

産業観光部長 酒井 威

産業経済課長 安井 喜一郎 ※本日公務のため欠席

消費生活センター所長 甘利 光一

消費生活センター職員 森本 宏

消費生活センター職員 中澤 明

消費生活センター職員 高橋 広美

消費生活センター相談員 建石 和子

4 会長選出

→会長選出ですが、委員の互選で決めることになっております、
いかがいたしましょうか。

→消費者問題に長く取り組まれ、精通されている島田委員に引き続きお願いし

たいと思います。

→島田委員とのご意見が出ましたが、ご異議はありますか。

※（異議なしの声あり）

異議なしということで、それでは、島田委員よろしく願いいたします。

島田委員、会長ということでご挨拶をお願いします。

→はい、島田でございます。

今回で5期目、その前の消費者行政検討会の委員を含めると、10年以上葛飾区には、かかわりを持たせていただいています。2009年の消費者庁設置以来、区市町村に対してさまざまな課題が提起されていますが、葛飾区もまだ対応できていない課題があることから、微力ながら、2年間務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

5 職務代理者選出

→ありがとうございます。それでは、島田会長、職務代理者の選出をお願いいたします。

→職務代理者選出ですが、葛飾区消費生活条例施行規則第21条第4項の規定により、あらかじめ置くことになっており、これは会長が指名することになっています。前回もお願いいたしました谷茂岡委員に引き続きお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

※（異議なしの声あり）

→それでは、異議なしということで、谷茂岡委員、よろしく願いします。

ご挨拶のほど、一言よろしく願いいたします。

→谷茂岡です。引き続き皆様とご一緒に勉強してまいります。よろしく願いいたします。

6 審議事項

→それでは、島田会長、議事進行をお願いいたします。

→第5次第1回葛飾区消費生活対策審議会を始めます。本日は全委員が出席であり定足数を満たしておりますので、開会させていただきます。資料の確認を事務局よりお願いいたします。

→はい、それでは資料の確認をさせていただきます。

→よろしいですか。

それでは審議会についてですが、今次の議題について、事務局からご説明願います。

→本審議会は、平成20年に、条例第27条に基づき区長の附属機関として設置され、今回で、第5次の審議会となります。第4次の審議会では、「消費者教育の推進に関する法律」の制定を受けて、全世代に対する消費者教育の推進について、ご意見をいただき、本年3月に、「葛飾区消費生活対策アクションプログラム」を策定いたしました。

今回の第5次の審議会におきましては、平成28年4月に施行されました「改正消費者安全法」の内容を踏まえて、前回同様に、条例第27条第3項に基づき、ご意見をいただければと考えております。

なお、会議予定ですが、2年間で、今回を含めて6回程度を予定しております。

→それでは、審議事項そのものに入りたいと思います。

「消費者の安全・安心を推進するための方策について—消費者安全法の改正内容を踏まえて—」について、参考資料に基づいて事務局からご説明願います。

→それでは、事務局から本審議事項について説明をさせていただきます。

横長の参考資料をご覧ください。この資料は、昨年4月施行の改正消費者安全法の説明資料として、消費者庁が作成したものでございます。

消費者安全法は、平成21年に消費者設置と同時に制定され、消費者の安全を守るための大きな枠組みを定めました。今までも改正を行ってききましたが、今回の改正内容は消費者行政に大きな影響を及ぼすことから、その内容を踏まえて意見をいただくことにいたしました。

簡単に、改正の概要について、ご説明いたします。

大きな項目としては6つ挙がっていますが、その中でも特に重要なのが2つの項目です。1つ目は、資料中の「Ⅱ消費生活相談等の事務の実施、消費生活センターの設置等」です。具体的には、消費生活センターに消費生活相談員を置くとし、職を法律上明確化しました。併せて、消費生活相談員資格試験については国家資格とし、これに合格した者又は同等以上の専門的な知識及び技術を有すると長が認めた者から任用するとし、消費生活相談体制の強化を求めました。今後は、葛飾区としましては、基本的には、この試験に合格した者から採用する方向で進んでいければと考えています。もう1点は、「Ⅳ消費者安全の確保のための協議会等」です。

具体的には、高齢者の消費者被害の深刻化を踏まえ、地域全体で高齢者の見守りが行えるように、地方公共団体の機関、病院、教育機関等を構成員とした消費者安全確保地域協議会を組織できるとしました。

以上2点を中心に改正消費者安全法を踏まえて、ご意見をいただきたく、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

なお、「Ⅱ消費生活相談等の事務の実施、消費生活センターの設置等」に記載されています消費生活センターの組織運営等に関する条例整備については、センターの開設時に消費生活センター条例が既に制定されており、所要の改正を平成28年3月議会で行いました。

以上でございます。

→ありがとうございました。

以上の説明に対しまして、何かご質問はございますか。

ないようでしたら、今次第1回目の審議会ですので、各委員さんから、今後に向けての忌憚のないご意見をいただければと思います。

→私も確実に年を重ね、高齢者になりました。魅力あることが外にあるということは健康もさることなら、大変ありがたいことです。そして、外に出ると必ず消費行動が伴ってきます。葛飾区では、広報で毎号のように高齢者に関わるイベント情報等の案内がありまして、私自身そこに出かけていくことが可能ですが、さらに地域全体においては、このような動きが活発な消費行動につながっていくものと思っています。

→私は、今、幼児教育の仕事をしています。以前、岐阜にいる頃は、高齢者向けに消費者教育の出前講座をやっていました。ただ、同じ人が何度も参加するといった状況もあり、いかにして多くの人を集めるかが課題でした。これに対して、葛飾区では、子どもの世代がいったん離れていても、また戻ってきている状況があります。そのため、高齢者、成人、子供の世代をつなぐことは、孫思いの祖父母も多いので、やりようによってはできるようなも思えます。また、小学校の役員をやっているので、先日、子ども110番をやっていた一人ぐらしの高齢者の方を訪問し、継続していただけるかを確認したところ、自分の生きがいなのでと言われて、引き続き、引き受けていただくことになりました。そういうところから、何か、世代間のつながりを持たせることはできないかと思っています。

→こ指摘の点、大変いいことだと思います。一方で、消費者問題に関心の低い方をどのように取り込んでいくかは、大きな課題であります。この点について私は、葛飾区が、既に消費生活連続講座を区民大学の一環として行ってい

ることは、効果的な方法だと思っています。他に、ご意見ございますか。

→高齢者の見守り体制については、国の考え方をはじめ一般的に、見守る機関等を中心にしたものになっていますが、さきほどから話しに出ていますように、一方で高齢者を取り込んでいけるサポート体制の構築も考えていく必要があるように思います。

→葛飾区では高齢者被害が多いように思えます。5月31日に堀切菖蒲園駅前で、葛飾区と消費者団体が協働してチラシやティッシュを配りましたところ、大変感謝されるとともに、公衆浴場のような所でもやったらどうかという意見をいただきました。ただ、このように外に出られる高齢者はいいいのですが、問題は、家の中から出ない、出れない高齢者に対して、どのように必要な情報を伝えていくかだと思います。

→自分の夫のことですが、最近、外に出るようにジムに行かせたり、買い物を頼んだりしています。また、身近なお友達に対しては、区のさまざまな事業に関して情報提供による声掛けを積極的に行っています。

→私たちも団体活動については精一杯やっています。一人ひとりが自分の地域からやってほしいのですが、自分の地域に関して何もやらずに意見だけ言うことが多いです。これでは前に進まないで、少しずつでもできることからやってほしいと思っています。私たちは、行政と手を組みながら、少しずつでもやっていくということを目指して活動しています。

→葛飾区は他の自治体と比べても、いろんなことをやっていると思います。ところが、この情報が十分に周知されておらず、ちょっともったいない状況になっていると思います。前から言っておりますが、具体的には、ホームページをもっと活用するべきかと思います。事務局いかがですか。

→確かに、情報が十分に発信されていないのではないかというご意見は、葛飾区にも寄せられています。そこで、葛飾区でもホームページの見直しを行い、わかりやすくすることに努めています。消費生活センターにおきましては、今般アクションプログラムを策定しましたが、この中に明記しましたとおり、今後はホームページの活用等により、広報機能の強化を図っていく考えでございます。

→区と区民との協働について、葛飾区がホームページを立ち上げたようですが、事務局、簡単にご説明いただけますか。

→わかりました。葛飾区では、行政からの一方的な行政情報ではなく、民との情報交換ということで今年の4月1日から葛飾区協働サイトを立ち上げました。このサイトは、区と事業者と区民の方との三位一体で取り組んでいくこととなりますが、子育て、地域活動、高齢者など様々な市民レベルのものを取り上げていくこととなります。消費者団体連合会さんにつきましても、組織、活動報告、今後の活動予定などを載せているところがございます。今後、このサイトを通して、消費生活分野と子育て、福祉、環境など様々な分野がより連携できることが期待されています。

→ありがとうございます。大いに期待しております。他に、ご意見ございますか。

→福祉関係との連携ということですが、さきほどご説明いただいた国の参考資料に載っていました連携イメージのような図は、すでに、福祉部門では、いろいろな分野で想定されているものであります。例えば、団塊の世代が後期高齢者になる2025年には、ケア特に介護への需要が高まることが考えられることから、地域の中で包括的にケアできる体制を構築すべきではないかということ、同種のことは障害者の分野でも出てきていること、さらに、成年後見の分野では、昨年、成年後見利用促進法が制定、施行され、今年の3月に、地域連携ネットワークを構築してニーズを発見し、成年後見制度の利用につなげていくという基本計画が閣議決定されました。今年度を初年度とした5か年計画であり、実施主体は各区市町村であります。この状況を考えますと、おそらく、葛飾区にも、国等から、連携に関するさまざまな要請がきていると思われませんが、そんなにやれやれと言われても難しい状況ではないかと思えます。その中で、今般の改正消費者安全法に定められた地域協議会については、既存の組織を活用するというのも選択肢としては十分に考えられることだと思います。

→見守りの話しについて、いろいろ出ていますが、行政、地域、団体それぞれにおいて、入口の部分はやっているが、それをまとめる部分ができていないので、この点が今後の大きな課題ではないかと思えます。

→忌憚のないご意見ありがとうございました。今後の審議に活かしていきたいと思えます。

7 報告事項

8 その他

→それでは、次に、「葛飾区消費生活対策アクションプログラム—全世代を対象とした消費者教育の推進—」の報告及び「平成28年度版 葛飾の消費生活」の配布について、事務局、簡単にご説明願います。

→わかりました。今回のアクションプログラムの構成ですが、写真をかなり入れることにより、かなりわかりやすくするとともに、文字も標準よりは少し大きくいたしました。内容ですが、10ページ以降に、昨年3月にいただいた当審議会からの意見具申を掲載させていただきました。恐れ入りますが、紙面の都合上、本文のみとさせていただきました。これに基づき本アクションプログラムを策定し、1ページから7ページまでに記載しました。この中で、特に注目すべきは、1ページの相談件数です。平成25年度以降、再び増加に転じ、ここには載っていませんが、平成28年度は、7年ぶりに3千件を超えました。これは、全国的な傾向でもあります。次に、3ページの主な相談内訳については、年代を問わずに、アダルト情報サイト関連の相談が最も多いことです。次に、5ページの葛飾区が取り組む消費生活対策の方向性の(2)具体的な施策の方向です。特に、①の全世代を対象としつつ、高齢者及び若者に重点を置くとともに、障害のある方にも配慮するということ、また、さきほどのご審議でも出ていましたが、④の関心の低い者に対する施策として、ホームページをはじめとした広報活動を強化するということについてがお伝えしたいことです。その上で、6ページ及び7ページに具体的事業を提案しました。具体的には、29年度以降の実施を検討する事業として、「消費生活広報の強化」、従来型の申請を前提とした出前だけではなく、消費生活センターから、地域に働きかけをした出前も行う「出前講座の拡大」については、特に注目していただきたいです。また、消費者月間(5月)におけるPR事業・イベントの実施ですが、街頭キャンペーンを行うとともに、従来から行っている「消費者の日」特別講演会の拡大です。そこで、8ページ及び9ページに、29年度の予定事業を参考資料として掲載しました。さきほどお話しにも出ていましたが、5月31日に堀切菖蒲園駅前にて、ティッシュやチラシ配布のキャンペーンを行いました。当日は、それぞれ200部を用意しましたが、30分ぐらいで全部配布を終えました。また、「消費者の日」特別講演会を拡大して5月27日に消費者フェスタを行いました。当日は、経済ジャーナリストの荻原博子さんの講演会のほかに、寄席や皆さんが参加できるように、東京都理容衛生同業組合葛飾支部、同葛飾北支部の協力を得てステージイベントを行いました。さらに、出前講座の拡大についても、すでに5月に地域に出で行うとともに、図書館については明日の6月24日、さらには7月18日には軽度の障害者が通う都立水元小合学園、8月3日には新小岩地区の青少年地区委員会に対して行う予定になっています。最後は、毎年作成しています当センターの事業概要についてです。さきほど

もお話しましたとおり 6 ページの相談件数が 7 年ぶりに 3 千件を超えたこと、9 ページの相談者年齢内訳は、相変わらず 30 歳未満及び 70 歳以上の割合が多いこと、17 ページの消費者教育出前講座(団体向け)の中で、さきほどご報告しましたアクションプログラムの先行実施ということで、5 番の消費生活展での寄席、7 番の地域の婦人団体、町会、高齢者クラブに対する講座を行ったことなどが平成 28 年度の主な内容であります。

→ありがとうございました。ただ今の事務局の説明に対して、何かご質問等がございますか。

よろしいですか。もし、資料をお読みいただき何かございましたら、後日でも結構ですので、事務局に問い合わせしていただければと思います。

→次回の開催予定は決まっていますか。

→具体的には決まっていません。

→おおよその時期はありますか。

→生活展が 10 月にありますので、秋以降になるかと思います。

9 閉会

→第 5 次第 1 回 葛飾区消費生活対策審議会を閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。